

外務省

# 日本外交文書

(昭和期Ⅱ 第二部 第三卷  
昭和九年對歐米・國際關係)

## 序

外務省では、明治維新以降のわが国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉上の先例ともなりうる基本的史料を提供する目的で、昭和十一年『日本外交文書』第一巻を公刊した。その後、戦争による中断はあったが、戦後、編纂事業を再開して、昭和三十八年には明治期を、同六十二年には大正期をそれぞれ完結した。昭和期外交文書については、満州事変、海軍軍縮問題、および日米交渉（昭和十六年）等の特集とともに、すでに昭和期Ⅰ（昭和二年から六年）の外務省記録の編纂・刊行を終え、本巻で明治期以来通算一八五冊となつた。

昭和期は戦災等により重要記録が多数失なわれているため、その編纂においては従来の編年方式に加え、多年度方式を導入するなどの新形式により、複雑多岐にわたる昭和期外交の実態を把握できるよう配慮して來た。本巻は昭和期Ⅱの第五巻目として、昭和九年の対欧米・国際関係外務省記録を編年方式により編纂・刊行するものである。

激動の時代といわれる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について本巻が正確な史実を提供し、将来のわが国外交政策の策定と歴史的研究にあたつて、何らかの寄与を成し得れば幸いである。

平成十一年十一月

外務省外交史料館長

## 例　　言

一 第二次世界大戦終結に至るまでの昭和期（昭和二十一二十年）を次の三期に分けて外交文書の編纂を行う。

昭和期Ⅰ 昭和二一一六年（一九二七一―一九三一）

昭和期Ⅱ 昭和六一十二年（一九三一―一九三七）

昭和期Ⅲ 昭和十二一一年（一九三七一―一九四五）

二 各期においては、対中国関係事項を第一部、対欧米・国際関係事項を第二部とし、それぞれ編纂・刊行する。

三 本巻は『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第三巻として、昭和九年の対欧米・国際関係文書を収録した。

1 収録した文書は、基本的に外務省所蔵記録によるものである。

2 本巻ではこれら外務省所蔵記録に加え、大蔵省財政史室所蔵「昭和財政史資料」中の「日蘭会商関係書類」「日蘭会商電報綴」「日印会商電報綴」および国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政資料」中の「齋藤實関係文書」より文書を補填した。  
なお、大蔵省財政史室所蔵史料より補填した文書については、冒頭に◇印を付し、国立国会図書館憲政資料室所蔵史料より補填した文書については、末尾にその旨を記した。

3 収録文書は、原則として原文のままである。

4 収録文書は、編者が一連文書番号および件名を付し、各事項ごとに日付順に配列した。

5 収録文書中発電月日不明の電報は、着電の日付を記し、1月15日のようにカッコを付して区別した。

6 収録文書中右肩に付した(1)(2)(3)等の記号は、同一番号の電報が分割されて発電されたことを示す。なお、本巻への採録にあたっては、文章の区切りではなくとも分割された箇所をもって改行した。

7 収録文書中来信については、公信番号の下方に接受日を明記し、接受日不明のものについては当該箇所にその旨を記した。

8 発受信者名については、初出の場合のみ姓名を表示し、以後は姓のみにとどめた。また発受信者名に付す国名・地名は略令に基づく在勤地とした。

9 編者が加えた注記は、(編注)として当該箇所に明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。なお、事項全体に關係する編注がある場合には、当該事項の事項目名に\*印を付し、その文面は各事項の末尾に記載した。

10 原文書に欄外記入や付箋がある場合は、(欄外記入) (付箋)として当該箇所に明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。

11 収録文書中(省略)(ママ)等のカッコを付したルビは、編者が記したものである。

12 押印については、公印と私印をそれぞれ〔印〕と〔印〕に区別して記した。

13 卷末に全収録文書の日付順索引を付した。

目 次

一 外交政策一般	1
二 國際連盟における諸問題	30
付 國際連盟一般軍縮會議	30
三 歐州政況関係	80
付 東欧ロカルノ構想を中心とするソ連の動向	153
四 日米外交関係	103
付 1 一般問題	197
2 アリゾナ排日暴動	229
3 米国実業家極東視察問題	246
五 日英外交関係	255
付 英国産業連盟使節団来日関係	263
六 日ソ外交関係	323
付 北満鉄道をめぐる諸問題	394
七 諸外国との通商問題	427
1 一般問題	427

2 通商擁護法の制定を中心とする通商政策関係

3 米国経済復興政策と日米貿易問題

付

日蘭会商

## 八 英連邦諸国との通商問題

1 一般問題

2 日英綿業交渉と英國の輸入割当制実施問題

3 オーストラリア副首相来日関係

付 日印会商

## 九 雜件

1 一般問題

2 ブラジルにおける移民制限問題

3 日蘭仲裁裁判条約批准問題

4 ローマ法王庁との外交関係

5 仲裁裁判条約締結問題などをめぐるタイとの外交関係

日本外交文書（昭和九年内閣・外務省）

日付索引

昭和期Ⅱ 第二部 第三卷

（昭和九年対欧米・国際関係）

日付索引

956	936	926	873	861	861	803	771	738	712	544	510	484
1 昭和9年1月24日 (恒雄大使、在米國武富(敏彦)臨時 代理大使他宛(電報))	2 ブラジルにおける移民制限問題	3 日蘭仲裁裁判条約批准問題	4 ローマ法王庁との外交関係	5 仲裁裁判条約締結問題などをめぐるタイとの外交関係								

# 一 外交政策一般

広田(弘毅)外務大臣より

在満州国菱刈(隆)大使、在英國松平

(恒雄)大使、在米國武富(敏彦)臨時

代理大使他宛(電報)

第六十五回議會での広田外務大臣外交演説に

関する本邦各紙論調について

付記 一月二十三日付

〔第六十五回帝國議會ニ於ケル廣田外務大臣  
演説〕

本省 1月24日後10時20分発

合第九九號

外相議會演説ニ關スル本邦新聞論調(廿四日)

各紙共外相ノ演説ニ贊意ヲ表シ要ハ今後ノ外交工作ニアリ

トル點ニ於テ大体一致セリ主要新聞論調左ノ通り

東京朝日、外相ノ常識的ニシテ地味ナル外交手腕ハ漸次外交ヲ正常ノ地位ト方向ニ轉換セシメツツアリ外相ノ演説ハ此ノ常識的ニシテ地味ナル外交「コース」ヲ極メテ平凡乍

ラ同時ニ着實ニ指標シ反映シ居ルモノナリ

日日、外交第一主義ヲ強調セル外相ノ演説ハ國民ノ抱ク對外政策ヲ如實ニ表明ス我國ハ飽迄外交第一主義ヲ以テ對外關係ヲ處理セントスルモノニシテ國外ノ一部ニ於テ疑惑視シ居ル我國ノ軍備ハ外相ノ述ヘタルカ如ク其ノ性質自体ニ於テ全然防禦的自衛的ナリ此ノ點ハ特ニ我國民カ聲ヲ大ニシテ友邦諸國民ニ叫ハント欲スル所ニシテ同時ニ我國軍事豫算ノ數字ノミニ拘泥シ其ノ目的ヲ誤解シツツアル一部外國民ノ注意ヲ促サント欲ス外相カ對露關係ニ付率直ニ「ソ」聯當局近來ノ變調的態度ヲ指摘シ乍ラ然モ依然對露關係ノ親善力維持セラルコトヲ希望セル點ハ「ソ」聯當局ノ熟慮反省ス可キ所ナル可シ

報知、日本カ直面スル外交不安ハ實ハ國內ノ不安ナル情勢カ外國ニ反映シ今日ノ極東危機ヲ生シタルモノニ外ナラス外相カ議會ニ聲明セル點ハ現内閣ノ外交方針トシテ一應ノ安心ヲ世界ニ與フ可シ然レトモ現實ノ根本問題ハ内閣カ國